

7. 8. 10

樞密院會議筆記

一物價廳官制

樞密院

顧問官

石橋大藏大臣 十三番

林（賴）顧問官 十七番

小幡顧問官 十九番

河原顧問官 廿二番

關屋顧問官 廿五番

大平顧問官 廿七番

松平顧問官 廿八番

河本顧問官 廿九番

西野顧問官 三十番

關席員

親王

樺山顧問官 卅一番

林（義）顧問官 卅二番

藤沼顧問官 卅三番

柳田顧問官 卅四番

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

崇仁親王 三番

大臣

木村司法大臣 五番

大村内務大臣 六番

田中文部大臣 七番

和田農林大臣 八番

星島商工大臣 十番

河合厚生大臣 十一番

平塚運輸大臣 十二番

顧問官

窪田顧問官 十五番

菅原顧問官 十六番

真野顧問官 十八番

竹越顧問官 二十番

伊澤顧問官 廿一番

美濃部顧問官 廿三番

遠藤顧問官 廿四番

幣原顧問官 廿六番

委員

橋井内閣事務官

入江法制局長官

宮内法制局第二部長

山田大藏次臣

工藤大藏省物價部長

報告員

潮 審査委員長

書記官長

諸橋書記官長

事務官

高辻事務官

鈴木事務官

議長 (清水) これから會議を開く。

物價廳官制

と議題に供し、第一讀會を開き朗讀を省略して、直に審査委員長の報告を求め。

報告員 (朝) 今回御諮詢の物價廳官制に關し、本

官等審査委員を命ぜられ、本月六日委員會を

開き、當局大臣及び關係諸官の辯明を聽いて、

その審査を遂げたのである。

當局大臣の説明によると、物價の安定は通貨

面、物資面、その他國民經濟の各般の部門に互

総合的且つ強力な施策により、又中央地方を通ずる強力な物價統制の實施によつて、初めて可能である。而して物價統制の實施は民生の安定及び經濟の復興上缺くべからざるものであるとともに聯合軍最高司令官よりの指令に基き日本政府が果すべき責任である。仍て政府は曩に經濟安定本部を設置するの案を立て物價に關する重要施策を他の諸施策と総合的に關聯させ、檢討推進させることにしたのであるが、今回その實施機構と

して内閣に直屬する物價廳を設置し、從來各省大臣がそれぞれその所管の價格、料金等を決定してゐた權限を内閣總理大臣に集中し、これを物價廳長官の權限に移して各省に跨がる事務を一元的且つ総合的に取扱はせ、この機構に關係各廳の經驗ある官吏及び民間有能の士を採用し、常に關係各廳の施策や經濟界の動向に即して事務を處理し、有效適切な物價行政の運営を期する方針を以て、本案の物價廳官制を立案し、茲に本院への御諮詢

を奏請するに至つたものである。

本案の要旨を説明すれば次の如くである。

(一)物價廳は、内閣總理大臣の管理に屬し、物價に關する事務を掌るものとする。

(二)物價廳に長官、次長、部長及び内閣事務官又は内閣技官若干人を置き、長官は國務大臣を以て、部長は一級の内閣事務官又は内閣技官を以てこれに充てるものとし、長官、次長及び部長の職掌を定め、さらに内閣總理大臣の奏請によつて、關係各廳の一級官吏

及び學識經驗ある者の中から、内閣で命ずる參與若干人を置くものとし、その職掌等を規定する。

(三)物價廳に長官官房及び三部を置き、その事務分掌は、長官がこれを定めるものとする。

(四)内閣總理大臣は、必要と認める地に地方物價事務局を置き、物價廳の事務を分掌せしめることができるものとする。

(五)大藏省物價部を廢止し、その所屬職員たる大藏事務官を内閣事務官に任用すること

に關し、所要の經過規定を設け、物價廳次長
を親任官及諸官級別表に加へるため、親任
官及諸官級別令の一部を改正する。

按ずるに本案は、最近の物價情勢に鑑み、内閣
に一機構を設けて物價に關する事務を所掌
せしめ、別に設置される經濟安定本部の物價
その他の經濟諸施策に即應し、物價行政の圓
滑適正な運営を圖らんとするものであつた。
その趣旨はこれを是認すべく、その條項も亦
別に支障の虞を認めない、よつて審査委員會

において、本案はこの儘これを可決すべき
旨全會一致を以て議決した次第である。
右審査の結果を報告する。

議長(清水) 別に御發言もないから、第二讀會以
下を省略して、直に採決する。

本案賛成の各位の起立を請ふ。

(全員起立)

議長(清水) 全會一致で可決された。

本日はこれで閉會する。

聖上入御

(午前十時十五分閉會)

議長

清水澄

書記官長

諸橋 襄

事務官

高辻正巳

鈴木知男

